

平成28年度 九州管内の電波監視概況

1 混信・妨害の申告状況

▶ 昨年度に比べ申告件数は減少

平成28年度の混信・妨害申告件数は272件で、平成27年度(279件)と比べて7件(2.5%)減少しました。そのうち、重要無線通信妨害※に係る申告は133件(全体の48.9%)で、平成27年度(158件)と比べて25件(前年度比15.8%)減少しました。また、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に係る一般申告は139件(全体の51.1%)で、平成27年度(121件)と比べて18件(前年度比14.9%)増加となっています。(図1参照)

全国の平成28年度の申告件数は2,414件で、平成27年度(2,496件)に比べて82件(3.3%)減少しています。(図2参照)

▶ 重要無線通信妨害は海上関係が最多

重要無線通信妨害に係る用途別の申告件数は、海上関係の混信妨害事案が99件(全体の74.4%)で最も多く、次いで航空関係が18件(同13.5%)、防災行政が5件(同3.8%)、鉄道事業、放送業務が各4件(同3.0%)の順となっています。(図3参照) 九州管内では、船舶に開設された無線局が全国の約21%を占めるなど海上関係無線局が多いことから、海上関係の重要無線通信妨害の割合が高くなっていると考えられます。

全国では、航空関係が256件(全体の42.5%)で最も多く、次いで海上関係が242件(同40.1%)と多く、この2つの申告が全体の8割を占めています。(図4参照)

▶ 一般申告はアマチュア無線が最多

重要無線通信妨害以外の一般申告に係る用途別の申告件数は、アマチュア無線に関するものが最も多く114件(全体の82.0%)、次いで簡易無線局関係12件(同8.6%)、各種業務用2件(同1.4%)の順となっています。(図5参照)

全国では、アマチュア無線が1,491件(全体の82.3%)と最も多く、次いで簡易無線局関係45件(2.5%)、陸上運輸10件(0.6%)の順となっています。(図6参照)

※重要無線通信妨害とは、人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気、鉄道等に係る無線通信への妨害をいいます。

図1 混信・妨害申告件数の推移(九州)

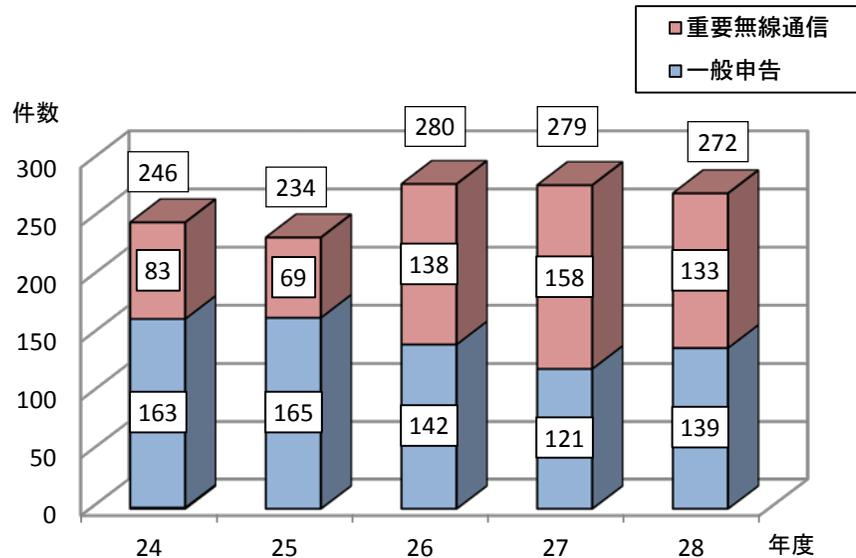
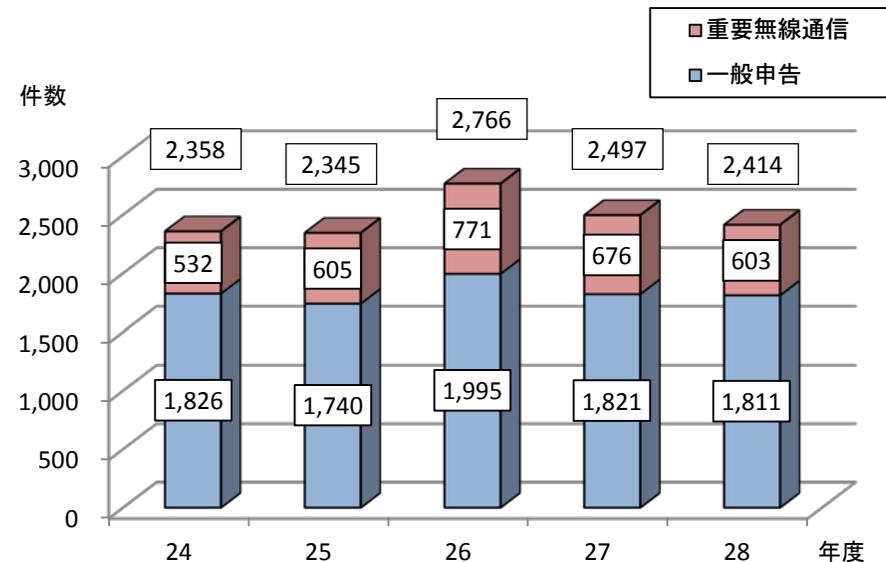


図2 混信・妨害申告件数の推移(全国)



平成28年度 九州管内の電波監視概況

図3 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(九州)

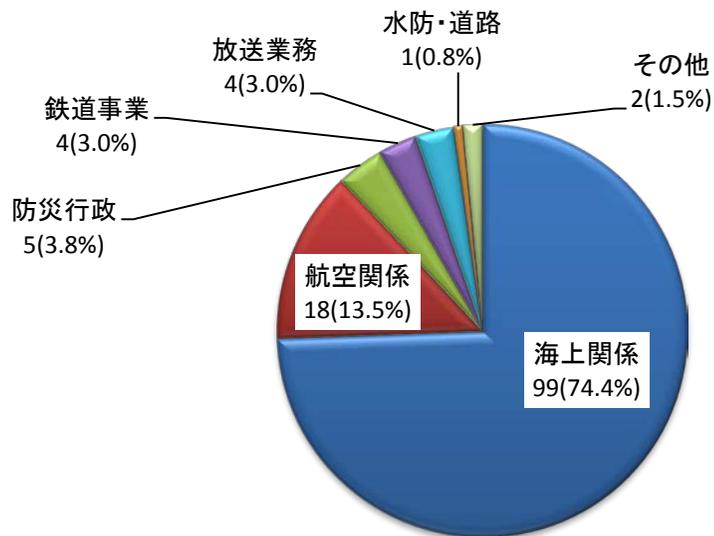


図4 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(全国)

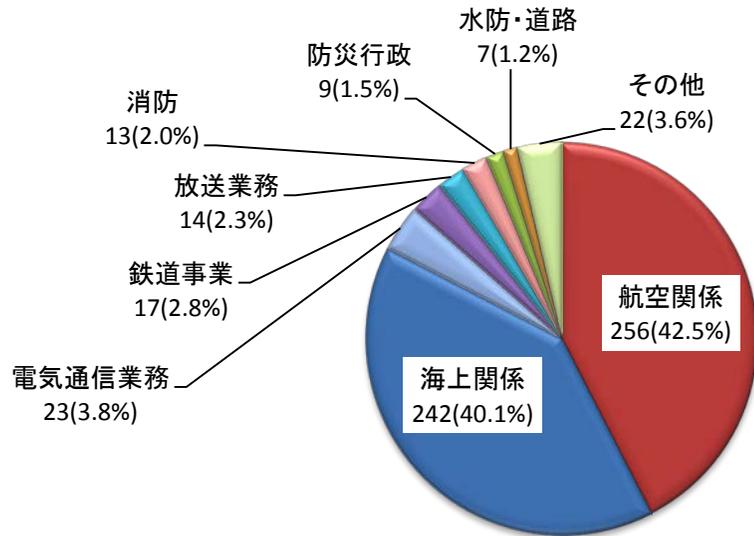


図5 一般申告件数(用途別)(九州)

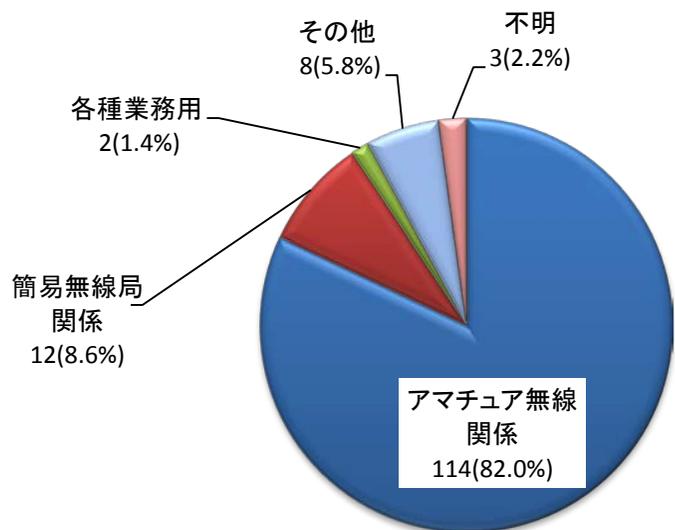
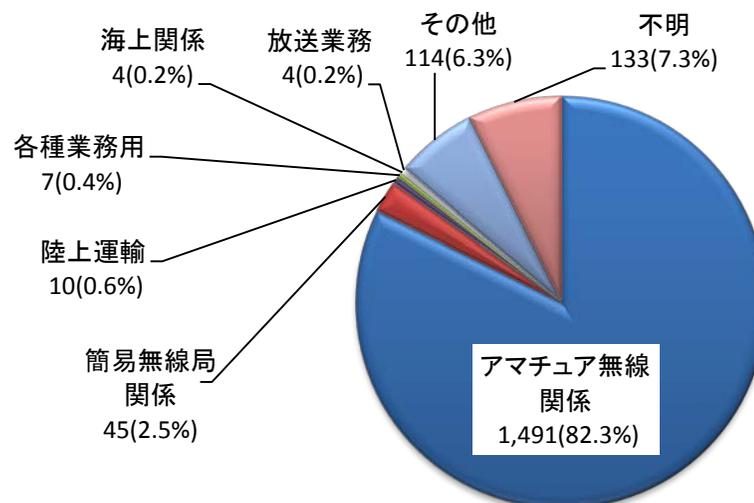


図6 一般申告件数(用途別)(全国)



平成28年度 九州管内の電波監視概況

◆ 重要無線通信妨害の発生・措置状況（平成28年度）

発生状況

- ▶ **重要無線通信妨害（重妨）は前年度比15.8%減少**
平成28年度の九州管内の重妨申告件数は133件（全国の22.1%）で、前年度（158件）と比べて25件（15.8%）減少しました。（図7参照）
全国の平成28年度の重妨申告件数は603件で、前年度（676件）と比べて73件（10.8%）減少しています。（図8参照）
- ▶ **緊急波※の申告は微減**
緊急波に関する申告は104件（78.2%）で、前年度（107件）に比べて3件（2.8%）減と僅かに減少しました。また、緊急波以外に関する申告は29件（21.8%）で、前年度（51件）に比べて22件（43.1%）減少しました。（図7参照）
- ▶ **夜間・休日の申告件数が全体の約4割**
夜間・休日（執務時間外）の申告件数は61件（45.9%）、昼間（執務時間内）の申告件数は72件（54.1%）で、昼間の発生が多くなっています。

※ 緊急波とは、航空機や船舶の緊急事態発生時に使用する周波数をいいます。

図7 重妨申告件数の推移（九州）

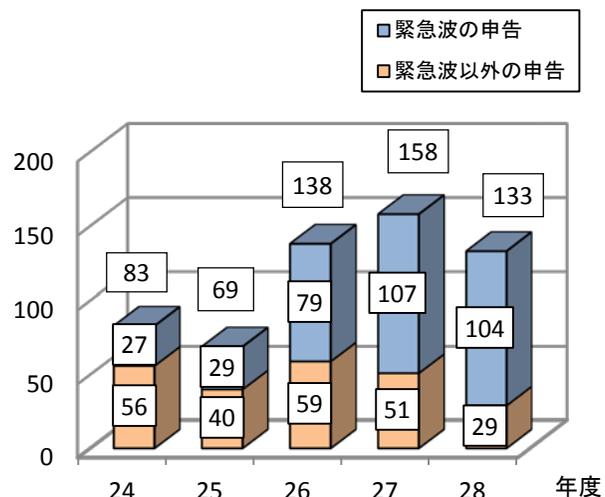
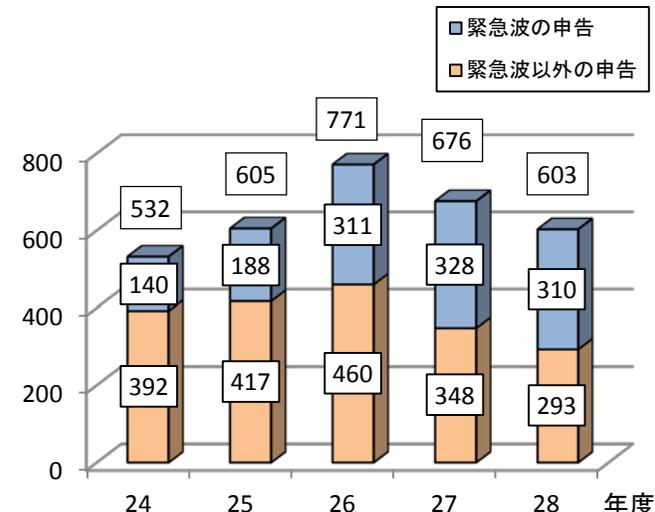


図8 重妨申告件数の推移（全国）



措置状況

- ▶ 重妨の発生に際しては、妨害源の迅速な排除に努めており、重妨申告133件については全て解決済みとなっています。
- ▶ 発射原因が判明した事案は24件で、そのうち、誤発射・整備不良が20件（83.3%）、不法局が1件（4.2%）、その他が3件（12.5%）でした。（図9参照）
- ▶ 緊急波に関する申告104件のうち、発射源の探査又は位置情報提供等により16件（15.3%）を排除し、そのうち、誤発射・整備不良が13件（12.5%）、その他が3件（2.9%）でした。また、自然消滅が88件（84.6%）でした。（図10参照）
- ▶ 緊急波以外に関する申告29件のうち、妨害源を特定し排除した事案は8件（27.6%）で、そのうち、誤発射・整備不良が7件（24.1%）、不法局が1件（3.4%）でした。また、自然消滅が21件でした。（図11参照）

図9 発射原因の概要（九州）

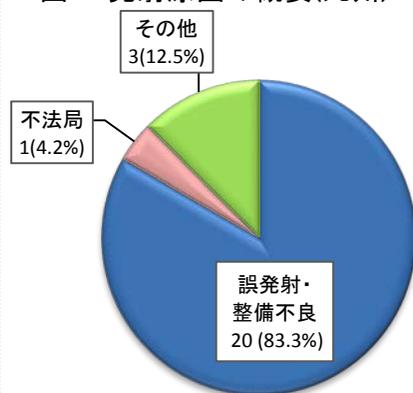


図10 緊急波措置状況（九州）

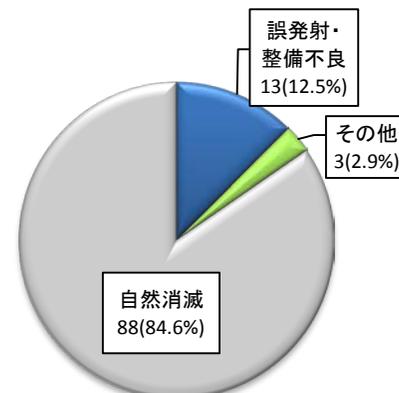
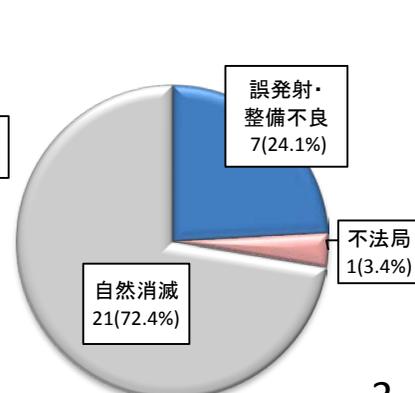


図11 緊急波以外の措置状況（九州）



平成28年度 九州管内の電波監視概況

2 不法無線局の措置状況

▶ 不法無線局の摘発と行政指導

九州管内の平成28年度に措置した不法無線局は670局でした。その内訳は、捜査機関との12回の共同取締りで22局の摘発と、648局に対しての行政指導を行いました。摘発と行政指導を合わせた措置局数は、平成27年度の750局と比べて若干減少しました。(図12参照)

全国の平成28年度に措置した不法無線局は1,364局です。その内訳は、168局は捜査機関に告発を行い、1,196局に対しては行政指導を行いました。告発と行政指導を合わせた措置件数は、平成27年度と比べて大幅に減少しました。(図13参照)

▶ 不法無線局内訳

九州管内で平成28年度に措置した不法無線局は670局(全国1,364局)です。その内訳は、不法特定船舶局542局で全体の80.9%(全国53.7%)、不法アマチュア無線は80局で同12%(全国19.7%)及び不法簡易無線局は23局で同3.4%(全国8.8%)であり、3局あわせて全体の約9割(全国8割)以上を占めています。(図14参照)

全国の不法無線局の局種別措置局数の推移は図15のとおりです。

全国の平成28年度の不法無線局の措置局数に対する九州局の割合は、不法特定船舶局は全国732局中542局の74.0%、不法アマチュア無線は全国269局中80局の29.7%を占め、高い割合となっています。(図16、図17参照)

▶ 不法市民ラジオ及びパーソナル無線機の現状

九州管内の不法市民ラジオ及び不法パーソナル無線とも昨年度と比べて若干増加しています。また、全国では不法市民ラジオの措置件数は横ばいですが、不法パーソナル無線は大幅に減少しています。

(図14、図15参照)

図12 不法無線局の措置別局数の推移(九州)

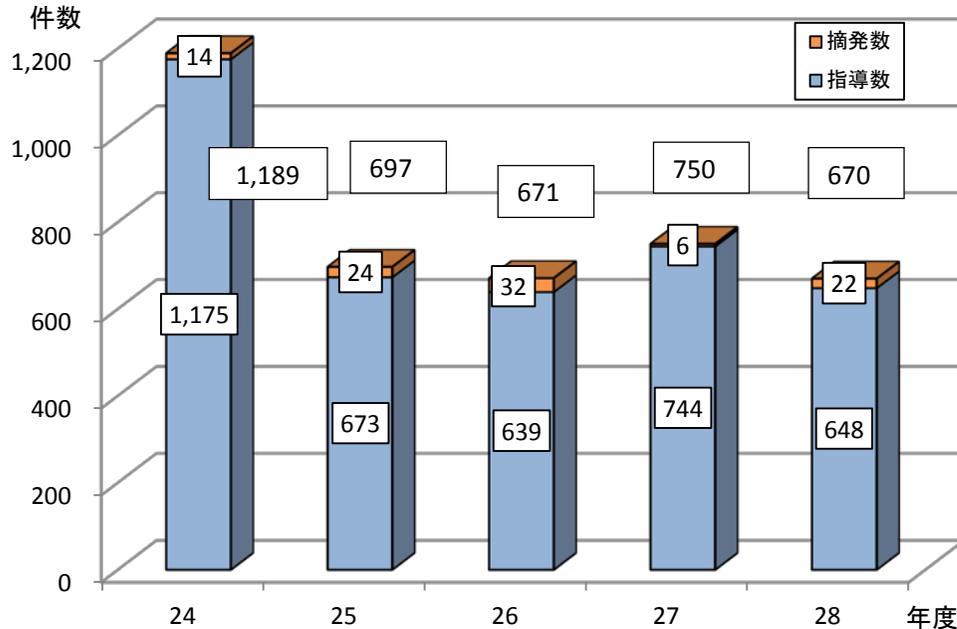
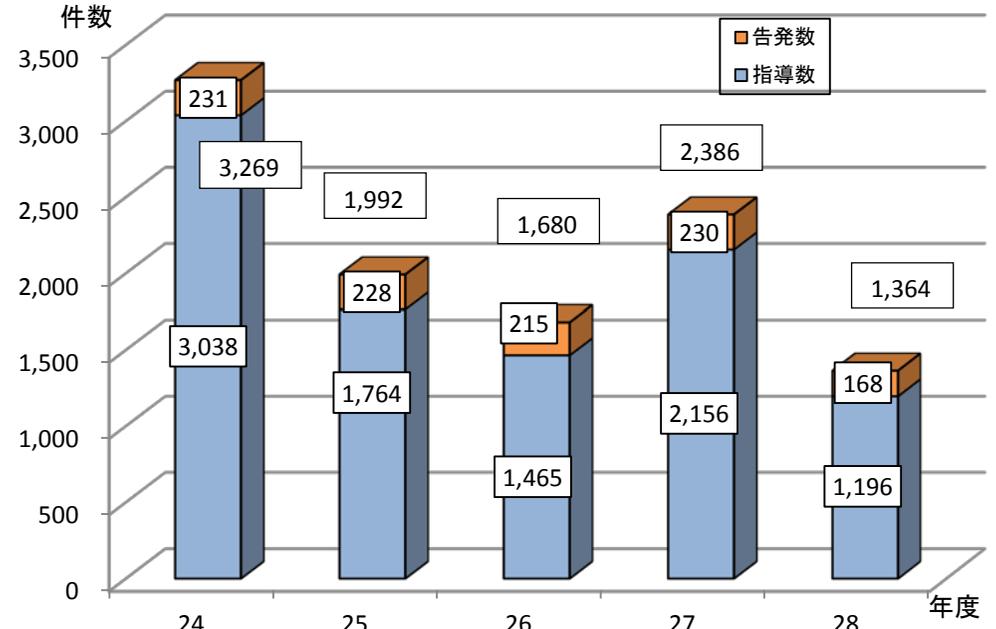


図13 不法無線局の措置別局数の推移(全国)



平成28年度 九州管内の電波監視概況

図14 不法無線局種別措置局数の推移(九州)

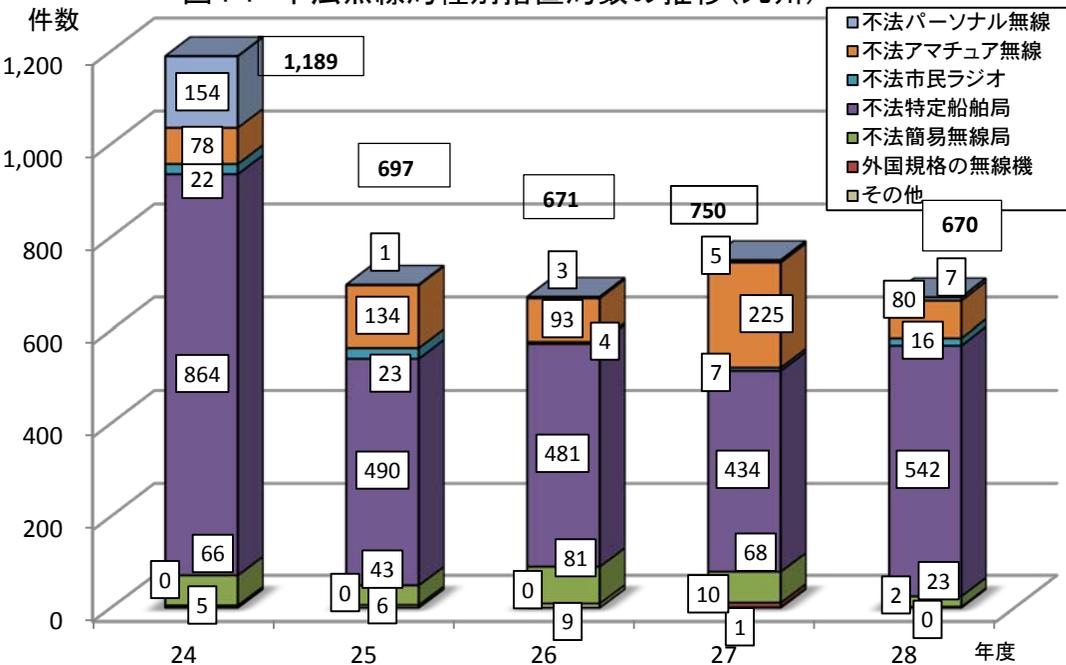


図15 不法無線局種別措置局数の推移(全国)

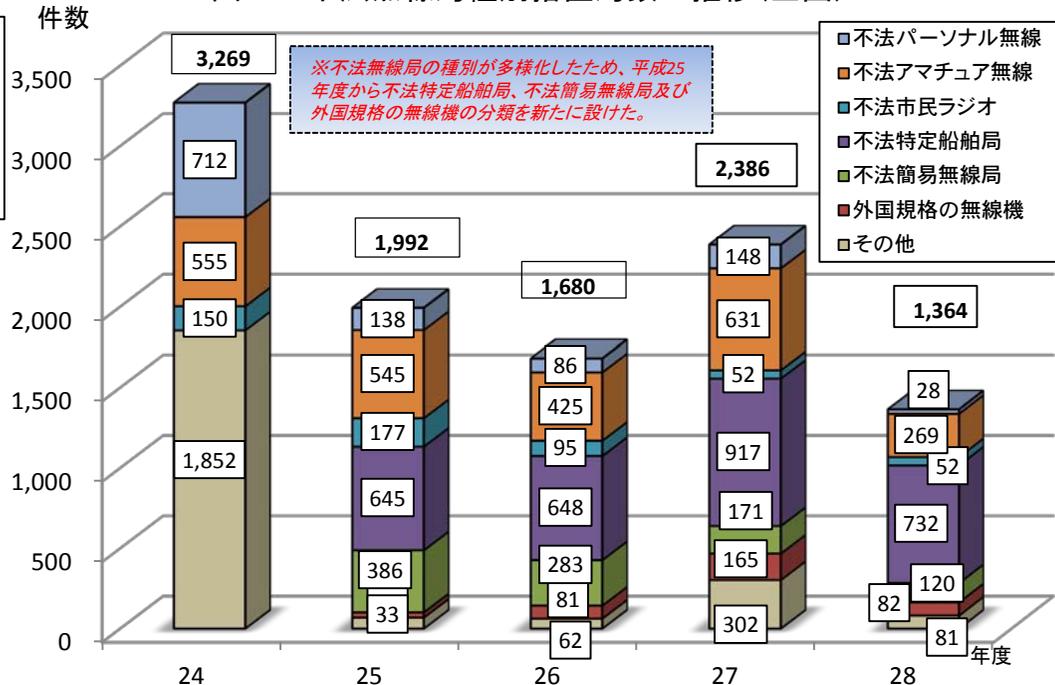


図16 不法特定船舶局措置局数の推移(九州/全国)

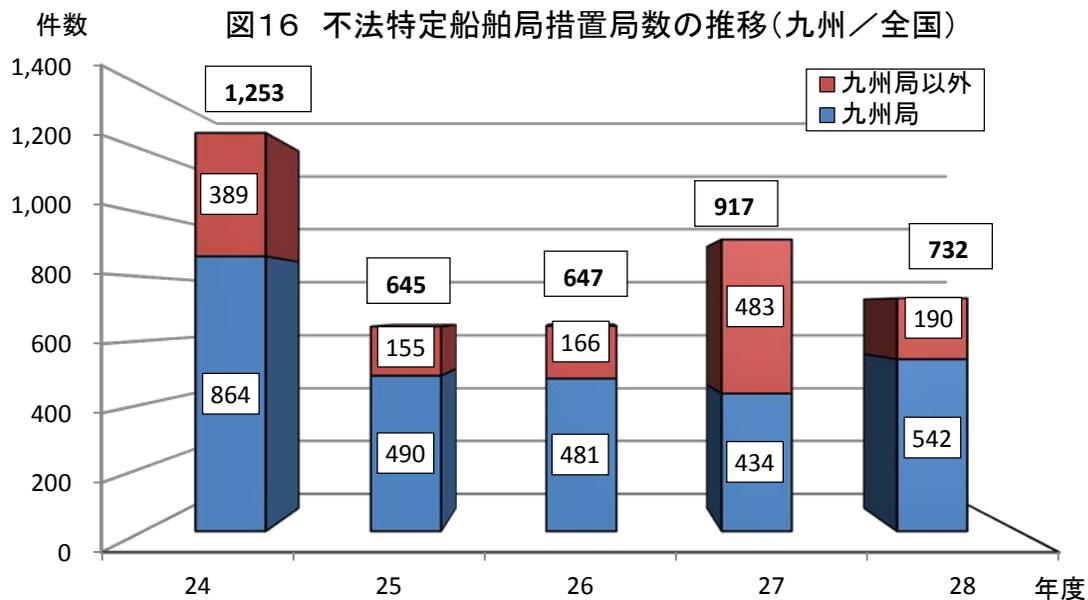
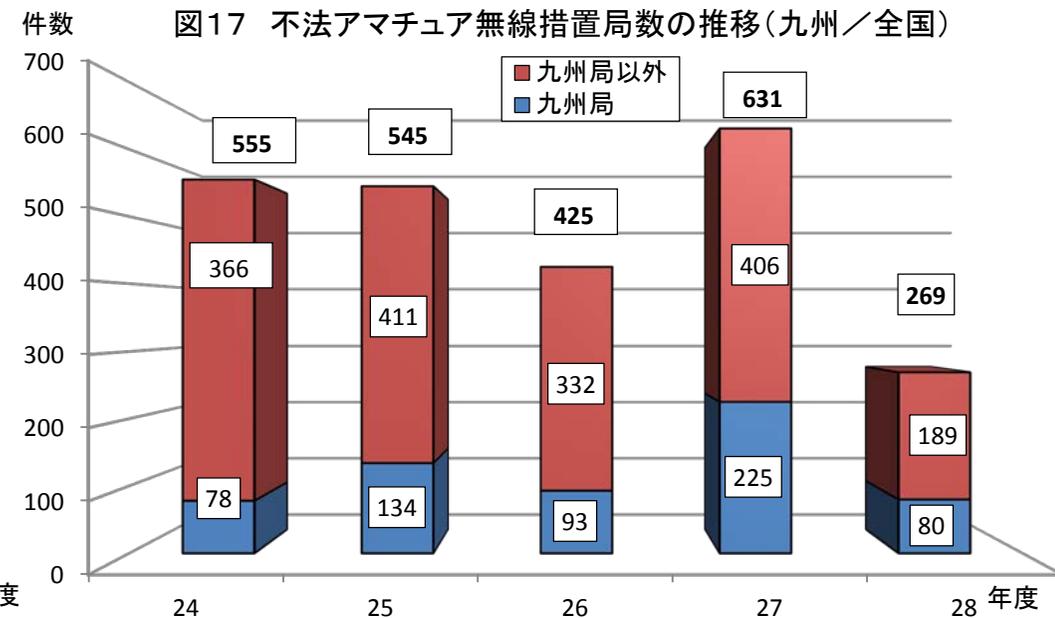


図17 不法アマチュア無線措置局数の推移(九州/全国)



3 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

▶ 一般国民向け周知啓発活動

6月に電波のルールに関するポスター約1,500枚、リーフレット・車体シール約30,000枚を、国、県の機関、車輛関係団体、放送事業者、ホームセンター等168ヶ所に送付し、掲示・配付を依頼することにより、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関して周知・啓発を実施しました。(図18参照)

10月から11月にかけてラジオ放送による広報として、民放ラジオ15社で延べ300回の放送と、JR九州、福岡市地下鉄の車輛への7日間の中吊り広告や主要駅構内でのポスター掲出約1,500枚による周知・啓発を実施しました。

また、電波の生体への影響に関して地域住民が抱く不安や疑問を払拭し、正しい知識と理解を深めることを目的に、電波の安全性に関する説明会を6月に都城市、11月に北九州市で開催しました。

▶ 無線設備の販売店等への要請

量販店や無線機器等の販売店を訪問調査し、免許情報告知制度不履行の2店舗に対して文書指導を行うとともに、試買テスト(※)に基づき販売自粛の要請を3事業者に対して行いました。

※試買テストとは、微弱無線機と称されている機器を実際に購入して、基準に合致しているかを測定し、基準に合致しなかったものは、その結果を公表するとともに、製造事業者や販売業者へ改善を要請する制度をいいます。

▶ 流通分野における周知・啓発活動

ホームセンター、ディスカウントショップ、電気店、自動車用品店、無線機器等の販売店38店舗を訪問し、販売されている無線利用機器の市場調査及び法令遵守の説明を行うことにより、販売店の意識の向上を図るとともに、電波法令に違反する商品を販売しないよう要請活動を実施しました。(図19参照)

図18 掲示・配布依頼先の内訳

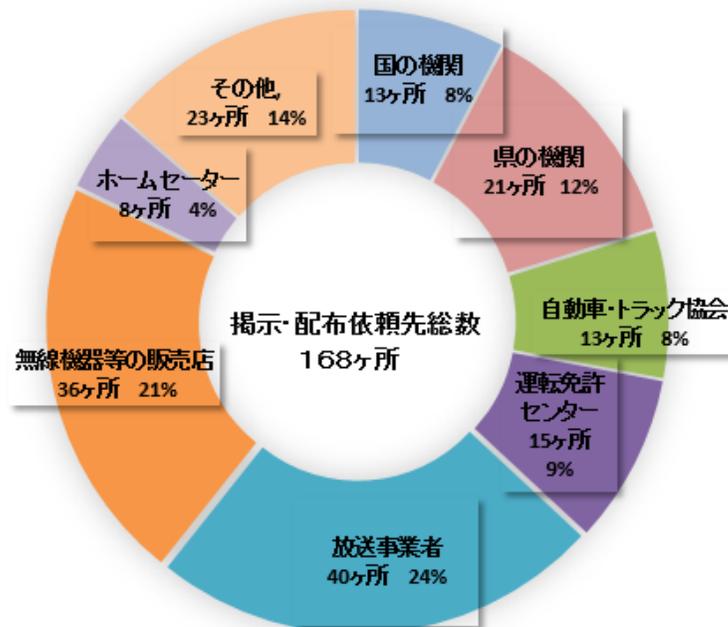


図19 流通分野訪問店舗の内訳

